

NEWS

Club OA

第58号

新事業を始める場合の
定款変更の重要ポイント

ファーマ行政書士事務所

くめ まさはる
桑 昌治



2025年2月21日発行

株式会社で新たな事業を始める方へ！定款変更の重要ポイントとは？

「新しい事業を始めよう！」と決意したとき、最初に考えるのは資金調達や販路開拓かもしれません。

しかし、業許可が必要な事業を始める場合、忘れてはいけない重要な手続きがあります。

それが「定款の事業目的の変更」です。

たとえば、すでにIT関連の会社を運営している方が、新しく医薬品の販売事業を始めたいと考えたとします。

この場合、「医薬品販売業許可」を取得するには、会社の定款に「医薬品販売」などの事業目的が記載されていることが必要です。

では、どのように定款を変更し、新事業をスムーズに進めればよいのでしょうか？

ポイントをわかりやすく解説します！

✓ 事業目的の追加が必要なケースとは？

次のような場合、定款の事業目的に新たな事業内容を追加する必要があります。

✦ 許認可が必要な事業を始めるとき

例) 医薬品販売、建設業、人材派遣業、飲食店営業 など

✦ 新事業が現行の事業目的に明記されていないとき

→ 「何でもできる会社だから大丈夫」と思っている場合、許可申請時に事業目的が明記されていないと許可が下りません！

✦ 金融機関や取引先から「定款の目的に事業内容が含まれているか」を確認されるとき

→ 事業目的に明記されていないと、融資や取引に支障が出る可能性があります。

✓ 定款変更の手続き（株式会社の場合）

📌 1. 事業目的を決める

- 許可を取得する事業の場合、行政の基準に適合するよう適切な表現を使う。

- 例：「医薬品の販売及び関連コンサルティング」「医療機器の製造販売」

📌 2. 株主総会の特別決議を行う

- 出席株主の議決権の2/3以上の賛成で可決する必要あり！

- 株主総会議事録を作成して保管する。

📌 3. 法務局で登記申請をする

- 申請期限：株主総会の決議から2週間以内

- 費用：登録免許税 3万円

- 提出書類：

✓ 定款変更登記申請書

✓ 株主総会議事録

✓ 定款変更後の定款（または変更箇所の一覧）

📌 4. 必要に応じて許認可申請を行う

- 例：薬機法関連の事業 → 厚生労働省や都道府県へ許可申請

- 事前に行政窓口相談して、スムーズに手続きを進めよう！

✓ 定款変更で気をつけるポイント

⚠️ 事業目的の表現は慎重に！

→ 広すぎる表現だと審査で通らない可能性あり。行政のガイドラインに従い、適切な言葉を選びましょう。

⚠️ 許可申請と定款変更の順番を間違えない！

→ 許可申請の前に、事業目的の変更を完了しておくことが必須です。

⚠️ 新事業が銀行融資や取引先に影響を与えないか確認

→ 事業目的の追加が融資や信用調査に影響する場合がありますので、慎重に判断。

✔ まとめ

新たな事業を始める際は、定款の事業目的を事前にチェックしましょう！
特に許認可が必要な業種では、定款変更がスムーズな事業展開のカギになります。

「定款変更って難しそう…」と感じたら、専門家（行政書士・司法書士）に相談するのもオススメです！

適切な準備をして、ビジネスの新たな一歩を踏み出しましょう💡

★桑先生と直接ご相談が出来ます（初回無料相談）！

ファーマ行政書士事務所

URL: <https://pharma-office.com/>

TEL 075-283-0632

※相談する前に、色々確認したい場合
Club OA事務局までお問合せください。

お問合せ先 info@club-oa.com



HP QRコード